

町田市送迎保育ステーション利用申込に関する重要事項確認書

送迎保育ステーションを利用するにあたって、次の全ての確認事項をよくお読みのうえ、署名をお願いいたします。

- 送迎保育ステーションにおける利用の時間帯は、朝7時～9時、および夕方16時～20時（18時以降は延長保育料が発生。）となります。
- 次の場合は送迎保育ステーションを利用できませんので在籍園とご連絡のうえ、保護者が児童の送迎を行うようお願いいたします。
 - 園の行事、慣らし保育期間、在籍園での発熱・怪我等または感染症が広く発生した場合等による、送迎保育ステーションの送迎時間以外に登降園を行う場合
 - 日曜・祝日・年末年始、在籍園の休園日
 - 送迎保育料及び送迎保育ステーション延長保育料の滞納がある場合
- お休み、遅刻、早退などにより予定している利用時間に登降園ができない場合は、必ず送迎保育ステーションと在籍園の両方に連絡をしてください。
- 送迎保育ステーションでは、朝の健康観察を必ず受けていただきます。お子さまの体調によっては、送迎保育ステーションの判断により、送迎保育と在籍園での保育のお預かりをお断りする場合があります。
- 在籍園とのコミュニケーションを直接行う機会の確保のため、在籍園で決められた方法により日頃から連絡をとり、在籍園との相談のうえ、月数回程度は在籍園に訪問していただきます。その他、在籍園の行事、懇談会、個人面談には積極的に参加するようお願いいたします。
- 在籍園で必要な実費についての金銭の授受は、在籍園と直接行っていただきます。
- 送迎バスの安全な運行上、落ち着いて送迎バスに乗車していることができないお子さまについては、利用をお断りすることがあります。
- 在籍園における忘れ物や荷物の取り違い等については、送迎保育ステーションでは責任を負いかねます。
- 送迎保育ステーションの利用に関するお子さまの情報は、町田市、送迎保育ステーション、在籍園で共有します。
- 送迎保育ステーションの利用申込が定員を上回る場合は、町田市保育所等入所選考基準に準じて選考となります。選考によってはキャンセル待ちになります。また、保育所等の申込を待機している児童（転園のための待機を除く）がいるご家庭が優先されます。
- 保育所等に空きがある場合でも、送迎バスのルート選定により利用ができない場合があります。
- 送迎保育ステーションの利用をやめる場合は、利用を終了する月の15日（休日の場合は前開庁日）までに届出が必要となります。
- 送迎の時間を順守できない場合は、経費相当の実費を負担していただくとともに、送迎保育ステーションの利用ができなくなります。
- 月の途中で送迎保育ステーションの利用をやめた場合において、当該月の送迎保育料の日割りによる返金はいたしません。ただし、利用をやめる月の翌月以降の送迎保育料を支払い済みの場合については所定の手続きにより返金します。
- 送迎保育ステーションを利用中に転園された場合は、転園先の園で引き続き送迎保育ステーションを利用することはできません。ただし、低年齢児のみの保育園等に在園していて、継続入園可能な保育園に進級される場合は送迎保育ステーションの利用も継続されます。
- 道路交通状況や荒天等により送迎バスの運行が遅延する、もしくは運行ができなくなる場合があります。このような事情により発生した延長保育料等については、保護者の方で負担していただきます。
- その他、送迎保育ステーションの運営事業にご理解をいただき、お子さまが安心して一日を過ごせるようご協力をお願いいたします。

上記の確認事項を同意のうえ、送迎保育ステーションの利用を申し込みます。

年 月 日 保護者氏名 _____